

# SNS活用魅力情報発信業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、定期的に本県の魅力を紹介する動画を制作し、SNS等を活用して効果的に発信することにより、紙や電波等の既存広報媒体では情報が届きにくい県内外の方に宮崎の魅力（食、観光、文化、物産、スポーツなど）を知ってもらい、本県の認知度・魅力度の向上を図るために、企画提案を募り、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し必要な事項を定める。

## 2 委託の内容

SNS活用魅力情報発信業務委託仕様書による。

## 3 契約上限額

18,550,400円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5 参加資格要件

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」で種目名が「広告代理」の者又はこの委託業務と同種の実績を有する者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (1) 実施公告         | 令和8年2月27日(金)        |
| (2) 質問書受付期限      | 令和8年3月6日(金) 正午まで    |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和8年3月11日(水) 午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限   | 令和8年3月16日(月) 午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション    | 令和8年3月23日(月)        |
| (6) 選定結果通知       | 令和8年3月下旬            |

## 8 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県総合政策部 秘書広報課広報戦略室 メディア戦略担当

電話 0985-26-0237

E-mail kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

## 9 質問及び回答

- (1) 提出方法 持参、郵便、電子メールとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合には、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第4号を用いること。
- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 令和8年3月6日(金) 正午まで
- (4) 回答期限 質問者に対し、質問受付日より原則3開庁日以内に回答する。審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」(様式第1号)を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 令和8年3月11日(水) 午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、3月11日(水) 午後5時必着とする。)
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
  - ② 使用印鑑届出書(様式第2号)

- ③ (代理人を選定した場合) 委任状 (様式第 3 号)

## 11 企画書の提出等

### (1) 提出書類

下記①から⑦を 1 セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 企画提案競技申請書 (様式第 5 号)
- ② 会社概要 (様式第 6 号)
- ③ 企画提案書
- ④ 見積書及び見積明細書
  - ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
  - イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ⑤ 業務実績 (様式第 7 号)
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 8 号)
- ⑦ 納税証明書 (県税に未納がないことの証明)

### (2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領 8 の場所
- ② 提出期限 令和 8 年 3 月 1 6 日 (月) 午後 5 時まで
- ③ 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、3 月 1 6 日 (月) 午後 5 時必着とする。)

### (3) 作成上の留意点

- ① 応募する企画書は 1 案に限る。
- ② 企画書のうち、企画提案競技申請書 (様式第 5 号) を 1 部 (押印すること。)、会社概要 (様式第 6 号)、企画提案書、見積書及び見積明細書、業務実績 (様式第 7 号) を 7 部提出すること。なお、散逸しないように、1 部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。
- ③ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ④ 企画提案書は次のとおりとする。
  - ・原則として A 4 判で作成し、文字は 1 0 . 5 ポイント以上、上下左右に 2 0 mm 以上の余白を設定すること。(A 3 判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。)
  - ・両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
  - ・表紙・目次 (添付書類一覧表を含む) を付け、ページ下にページ番号をふる。
  - ・表紙を含め 2 0 ページ以内とする。
  - ・提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
  - ・「SNS 活用魅力情報発信業務企画提案審査基準書」の各項目の順番に従って作成

すること。

- ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
  - ・「SNS活用魅力情報発信業務委託仕様書」に記載されていない追加提案は、追加提案が分かるようにするとともに、簡潔に記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案書の著作権は、その提案者に帰属する。  
なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑥ 企画提案書提出前3か月以内に発行された納税証明書（県税に未納がないことの証明）を1部提出すること。

## 12 審査

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案書について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は、県職員で構成する審査委員会で行う。

(1) 日程 令和8年3月23日（月）午前10時から

(2) 場所 県庁附属棟305号室

(3) 審査(プレゼンテーション)の方法

企画提案書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた事業者を選定する。

- ① 各提案者のプレゼンテーション時間は40分程度とし、提案者の説明20分、質疑応答20分とする。
- ② プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションは企画提案書及び審査基準書をもとに行うこととする。
- ④ 審査会場への入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。
- ⑤ 県ではモニターを1台とHDMIケーブルを1本準備する。各提案者は、必要に応じてパソコン、インターネット回線等を準備すること。
- ⑥ 審査基準は「SNS活用魅力情報発信業務企画提案審査基準書」による。

## 13 選定方法

複数の審査委員が、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

## 14 審査の通知

令和8年3月下旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

## 15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記5の参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 企画提案書が「SNS活用魅力情報発信業務委託仕様書」に適合しない場合、及び本要領11(3)の企画書作成上の留意点に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しなかった者
- (6) 2人以上の代理人をした者
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

## 16 契約の方法

- (1) 県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を受託候補者で行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、県は次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 17 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 18 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。